

報告第4号

米子市学校給食調理業務委託事業に係る受託候補事業者の選定について

米子市学校給食調理業務委託事業に係る受託候補事業者を次のとおり選定したので、米子市学校給食調理業務受託者選定委員会設置要綱第2条第3号の規定に基づき報告します。

令和元年9月24日

米子市学校給食調理業務受託者選定委員会

1 受託候補事業者

グループ名	受託候補事業者名
学校給食センター	株式会社 東洋食品
第二学校給食センター	株式会社 東洋食品
共同調理場 (弓ヶ浜・尚徳・淀江 共同調理場)	株式会社 東洋食品

2 参考資料

別添のとおり

米子市学校給食調理業務委託事業に係る受託候補事業者の選定結果

米子市学校給食調理業務委託事業について、提案書審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査を行った結果、米子市学校給食調理業務受託者選定委員会において、次の事業者が受託候補事業者として選定されました。

担当：教育委員会事務局学校給食課

グループ名	学校給食センター	第二学校給食センター	共同調理場
対象施設	学校給食センター	第二学校給食センター	弓ヶ浜共同調理場 尚徳共同調理場 淀江共同調理場
参加事業者	1 事業者	1 事業者	1 事業者
受託候補事業者	株式会社 東洋食品		
本社所在地	東京都台東区		
創業年月	昭和 41 年 10 月		
資本金	30,000 千円		
学校給食調理受託数	486 カ所		
従業員数	12,269 人		
令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間の見積金額 (令和 2 年度見積額) (税抜き)	354,000 千円 (70,800 千円)	356,400 千円 (70,800 千円)	472,500 千円 (94,500 千円)

(参考) 平成 27 年度から令和元年度までの受託業者

グループ名	学校給食センター	第二学校給食センター	共同調理場
受託業者名	株式会社 東洋食品	株式会社 東洋食品	株式会社 東洋食品
令和元年度委託料(税抜き)	69,990 千円	71,120 千円	94,344 千円

米子市学校給食調理業務受託者選定審査結果集計表

1 学校給食センター

審査項目		配点		(株)東洋食品
		各委員	委員合計	
(1)	業務実績等	10	120	106.00
(2)	学校給食に対する基本的な考え方	10	120	92.25
(3)	調理等業務実施体制	25	300	225.00
(4)	学校給食調理業務の円滑な運営	10	120	97.25
(5)	衛生管理業務及び研修	30	360	292.75
(6)	見積額	10	120	120.00
(7)	会社の経営状況	5	60	45.00
合 計		100	1,200	978.25

2 第二学校給食センター

審査項目		配点		(株)東洋食品
		各委員	委員合計	
(1)	業務実績等	10	120	106.00
(2)	学校給食に対する基本的な考え方	10	120	92.25
(3)	調理等業務実施体制	25	300	225.25
(4)	学校給食調理業務の円滑な運営	10	120	97.25
(5)	衛生管理業務及び研修	30	360	292.75
(6)	見積額	10	120	120.00
(7)	会社の経営状況	5	60	45.00
合 計		100	1,200	978.50

3 共同調理場

審査項目		配点		(株)東洋食品
		各委員	委員合計	
(1)	業務実績等	10	120	106.00
(2)	学校給食に対する基本的な考え方	10	120	92.00
(3)	調理等業務実施体制	25	300	225.25
(4)	学校給食調理業務の円滑な運営	10	120	97.25
(5)	衛生管理業務及び研修	30	360	292.75
(6)	見積額	10	120	120.00
(7)	会社の経営状況	5	60	45.00
合 計		100	1,200	978.25

米子市学校給食調理業務受託者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の学校給食の調理業務（次条第1号において「学校給食調理業務」という。）の民間事業者への委託に関し必要な事項を調査検討するため、米子市学校給食調理業務受託者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討し、その結果を、その都度、教育委員会に報告するものとする。

- (1) 学校給食調理業務を受託する者（以下この条において「受託者」という。）を選定するための基準の作成に関する事。
- (2) 前号に掲げるもののほか、受託者の選定に関し必要な事項
- (3) 受託者の候補者となる民間事業者を選定すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 米子市学校給食運営委員会の委員の職にある者のうちから、教育委員会が指名する者 5人
- (2) 鳥取県西部総合事務所生活環境局生活安全課長の職にある者
- (3) 栄養教諭又は学校栄養職員の職にある者のうちから、教育委員会が指名する者 3人
- (4) 教育委員会事務局長の職にある者
- (5) 教育委員会事務局学校給食課長の職にある者
- (6) 教育委員会事務局学校給食課第二学校給食センター施設長の職にある者

2 委員は、前条第3号に掲げる事項について同条の規定による報告を行った日において、その職を解かれるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、前条第1項第4号に掲げる者をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（次項において単に「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校給食課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月19日から施行する。